

毒物劇物販売業の登録後の手続きについて（那覇市保健所）

令和 7 年 2 月

【取扱責任者の変更について】

毒物劇物取扱責任者を変更した場合には、変更後 30 日以内に毒物劇物取扱責任者変更届（別記第 9 号様式）の提出が必要となります。（毒物及び劇物取締法第 7 条第 3 項）

- 1 毒物劇物取扱責任者変更届
- 2 毒物劇物取扱責任者の資格を証明する書類
例：薬剤師免許証の写し（原本持参）、取扱者試験合格証の写し（原本持参）、卒業証明書等
- 3 雇用契約書の写し（原本持参）又は使用関係証明書
- 4 取扱責任者の診断書（診断日より 3 カ月以内のもの）
- 5 宣誓書（第 8 条関係）

【登録内容の変更について】

下記 1～3 の事項を変更した場合には、変更後 30 日以内に変更届（別記第 11 号様式の(1)）の提出が必要となります。（毒物及び劇物取締法第 10 条）
（添付書類）

- 1 申請者の氏名又は住所が変更した場合
(1) 法人の場合は登記簿謄本
※組織変更、相続等に伴い、法人（開設者）自体が変更した場合、また、個人から法人、法人から個人への変更の場合には新規申請となりますので、事前に保健所へご相談下さい。
- 2 構造設備の主要部分が変更した場合（店舗改装等）
(1) 変更前後の店舗平面図
(2) 毒物劇物貯蔵設備の概要
※全面改築の場合には新規申請となりますので、事前に保健所へご相談下さい。
- 3 店舗名称が変更した場合
添付書類なし

【登録票の書換え交付申請について】

登録票の記載事項に変更が生じる場合には、登録票の書換え交付申請を行うことができます。（毒物及び劇物取締法施行令第35条）

（提出書類等）

用意部数：１部（控えが必要な場合は、加えて必要部数を持参。控え用はコピーでも可）

- 1 登録票書換え交付申請書（別記第12号様式）
- 2 登録票（原本）
- 3 手数料 2,400円（現金）

【登録票の再交付申請について】

登録票をき損、汚損、紛失したときは、登録票の再交付申請を行うことができます。（毒物及び劇物取締法施行令第36条）

（提出書類等）

用意部数：１部（控えが必要な場合は、加えて必要部数を持参。控え用はコピーでも可）

- 1 登録票再交付申請書（別記第13号様式）
- 2 登録票原本（き損、汚損の場合）
- 3 手数料 4,000円（現金）

【廃止したとき】※廃止後 30 日以内に届出

- 1 廃止届（別記第 11 号様式の(2)）
- 2 登録票（原本）

那覇市保健所 生活衛生課 医務薬務・生活衛生グループ

TEL 098-853-7963

FAX 098-853-7965

【窓口受付時間】

月～金曜日 8：30～17：15

※12：00～13：00は昼休みのため閉庁します。

※土日祝日はお休みです。